

## 制定案

### 地区が立法案を提案する場合の手続きを改正する件

提案者 木更津東ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

承認者 第 2790 地区郵便投票により承認 (2020 年 月 日)

国際ロータリー定款を次のように改正する。(『手続要覧』11 ページ)

#### 第 16 条 改正

第 2 節 提案者。本定款の改正はクラブ、~~地区大会~~、地区、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案することができる。

さらに国際ロータリー細則を次のように改正する。(『手続要覧』16 ページ)

#### 第 7 条 規定審議会

##### 7.020. 立法案の提案者

制定案は、クラブ、~~地区大会~~、地区、RIBI 審議会または大会、規定審議会、または理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、TRF 管理委員会の事前の承諾なしには、TRF に関連する立法案を提出しないものとする。

##### 7.030. クラブおよび(または)地区提出の立法案を地区で承認

クラブおよび(または)地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第 12.050. 節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1 回の規定審議会につき 5 件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

#### 第 8 条 決議審議会

##### 8.030. 決議案の提案者

決議案は、クラブ、~~地区大会~~、地区、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。

##### 8.040. クラブおよび(または)地区提出の決議案を地区で承認

クラブおよび(または)地区が提案する決議案は地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区審議会、または第 12.050. 節の手続にできるだけ沿った形でガバナーの実施するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。

(本文終わり)

2020-21 年度  
ガバナー 漆原 摂子  
【ガバナー事務所】  
〒260-0042 千葉県千葉市中央区椿森 3-1-1-302  
Tel. 043-284-2790 Fax. 043-256-0008  
E-mail: 20-21gov@rid2790.jp

国際ロータリー第 2790 地区  
ROTARY  
INTERNATIONAL  
DISTRICT 2790



2020-21  
GOVERNOR SETSUKO URUSHIBARA  
【2020-21 RID2790 GOVERNOR OFFICE】  
3-1-1-302, TSUBAKIMORI, CHUOKU, CHIBA-CITY, JAPAN 260-0042  
Tel. +081-43-284-2790 Fax. +081-43-256-0008  
E-mail: 20-21gov@rid2790.jp

## 趣旨および効果

組織規程の中には、地区に関する規定が数多くある。ガバナーや地区に関係している者がこれ等の規定を改正したいと考えても、地区が制定案または決議案を提出する場合には、地区大会の決議のみでしか提案することができない規定になっている。

地区大会は年度中に1度しか開催されないし、開催時期は年度によって異なる。更に地区大会はスケジュールに余裕がなく、制定案または決議案を審議する時間的余裕もない。そのため、地区が制定案または決議案を提出するのは非常に困難である。地区提案の制定案と決議案の承認を、クラブ提出の制定案または決議案と同様の手続によって、地区の承認を受けることを可能にする提案である。

2019年規定審議会に提案された立法案の中には、提案者が地区になっているものが34件あった。これ等の提案の内、地区大会での地区の承認は10件であり、他の提案は、郵便投票か地区立法案検討会による地区の承認をしている。こうしたことから、実情に合わせた改正の提案でもある。

2022 年の規定審議会に提案する事項をクラブが承認したこと  
を証する為の書面

木更津東ロータリークラブは 2022 年規定審議会に提案する下記の件を下記の手続きにより当クラブの提案とすることを承認したことを証します。

提案者 木更津東ロータリークラブ  
ZONE : 1 RID : 2790 (千葉県) RI 承認 NO : C000015043

提案事項 制定案

次の 2 提案 (詳細は別紙提案書の通り)

- 1 国際ロータリー細則から、出席報告の規定を削除する件
2. 地区が立法案を提案する場合の手続きを改正する件

承認した理事会 2020 年 9 月 2 日 木更津東ロータリークラブ定例理事会

承認した例会 2020 年 月 日 木更津東ロータリークラブ第 回例会

提案者

木更津東ロータリークラブ

2020-21 年度 会長 松岡 邦佳 自署 松岡 邦佳

2020-21 年度 幹事 近藤 直弘 自署 近藤 直弘

追伸 地区のホームページに掲載の「2022 年規定審議会制定案提出用紙」に、「e) 財務上の影響」の個所がありますが、

ロータリー章典 59.020.4. 財務上の影響に関する説明文

事務総長は、立法案または決議案が採択された場合に相当な財務的影響を与えると事務総長が考えるすべての案件について、「財務上の影響」に関する説明文を用意し、この説明文を発行するものとする。「財務上の影響」に関する説明文を作成するにあたり、事務総長は、この説明文が立法案または決議案の完全な理解に基づいて起草されるよう、定款細則委員会の会合に適宜出席することを含め、同委員会と相談すべきである (2016 年 9 月理事会会合、決定 28 号)。

とある通り、「財務上の影響」は RI 事務総長が記載するものですから、提案書には記載しません。